

哲学委員会分科会の設置について

分科会等名： 哲学・倫理・宗教教育分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	哲学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	社会教育を含めた教育全般における哲学・倫理・宗教教育の意義とその具体的あり方について検討することを、設置の目的とする。たとえば、中等教育における、哲学的に思索する力の育成、生活と行動を自ら律することのできる力の育成、宗教的な情操の涵養について、哲学・倫理学・宗教学の立場から論議し、よりよい教育の仕方を多面的に検討する。また、大学における教養教育を哲学・倫理・宗教教育の観点から再検討する。従来の教養教育の内容や方法について反省し、その意義を考察するとともに、必要ならば再構築を企てる。さらに、公教育における宗教教育のあり方について検討する。
4	審議事項	哲学・倫理・宗教教育の現状について、さらにその意義と方法について審議する。
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上の継続